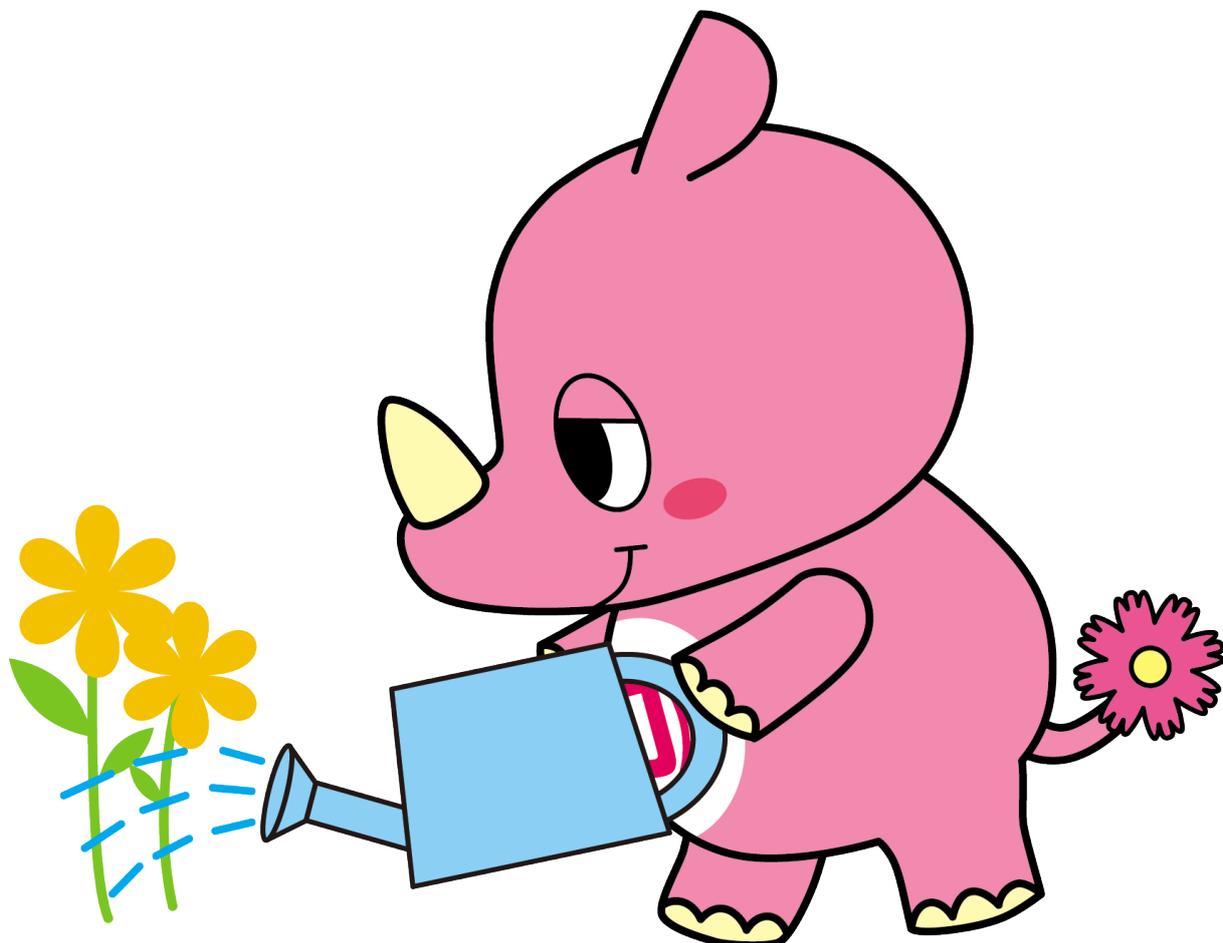


令和3年度印西市住宅用省エネルギー設備等 設置費補助金申請の手引き



印西市マスコットキャラクター **いんざい君**

【問い合わせ・申し込み先】

印西市 環境経済部 環境保全課 保全係

〒270-1396 印西市大森 2364-2

TEL 0476-33-4491 FAX 0476-42-5339

Email kankyoka@city.inzai.chiba.jp



令和3年4月1日時点

1. 補助対象設備と補助金額

補助対象設備	補助金額
太陽光発電システム (既存住宅で、エネルギー管理システム (HEMS) ※1 又は定置用リチウムイオン蓄電システム※2 を併設している場合のみ補助対象)	20,000 円/kW 上限 90,000 円/4.5kW (※1000 円未満切り捨て)
太陽熱利用システム (強制循環型)	上限 50,000 円
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	上限 50,000 円
定置用リチウムイオン蓄電システム (太陽光発電システムを併設している場合のみ補助対象)	上限 100,000 円

※1 エネルギー管理システム (HEMS) は、住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置 (コントローラ等) が一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める ECHONET Lite 規格の認証を取得しているものに限ります。

※2 P2 の設備の要件を満たすものに限ります。

2. 補助対象者

市内に住民票があり、市税等の滞納がない方で、次の (1) ~ (3) に該当する方

- (1) 市内において自らが居住する住宅 (店舗併用住宅の場合は延床面積に占める住居部分の面積が2分の1以下の場合には対象外) で使用するために補助対象設備を設置した方
- (2) 市内において自らが居住するための補助対象設備付住宅を建築又は購入した方 (太陽光発電システムを除く)
- (3) 市内にある共同住宅の専有部分で使用するために補助対象設備を設置した方

3. 申請受付について

- (1) 申請場所：印西市役所 2 階 環境保全課窓口
- (2) 申請方法：窓口持参又は郵送 (代行可)
- (3) 申請期間：令和 3 年 4 月 1 日 (木) から令和 4 年 3 月 1 0 日 (木)
- (4) 申請時間：平日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

※申請期間内でも、予算額に達した時点で受付を終了します。

※郵送申請の場合は、到着日当日の窓口受付分の後に受付とさせていただきます。

※予算残額が僅かの場合、後に並ばれた方がいる時は、一度に複数件を受付できません。

※書類に不足や不備がある場合は、申請書類一式を返却し、受付できませんのでご注意ください。

詳しい予算残額や各種申請様式は、印西市のホームページにて掲載していますのでご確認ください。

申請様式は年度により変更になっている場合がございます。必ず最新のものをダウンロードして使用して下さい。

(市ホームページ：<https://www.city.inzai.lg.jp/0000006370.html>)

4. 補助対象設備の要件

補助対象設備の要件は下表のとおりです。なお、補助対象設備は**令和3年4月1日**から**令和4年3月10日**までの間に設置工事を着工・完了したもの（補助対象設備が設置された住宅を購入した場合は引渡しされたもの）で、**未使用のもの**に限ります。

対象設備	設備の要件
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1)住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するものであること。</p> <p>(2)太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3)太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア. 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの。</p> <p>イ. 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの。</p> <p>ウ. 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定にかかる型式登録がされているもの。</p> <p>(4)対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方が10キロワット未満であること。</p>
太陽熱利用システム	<p>一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL 部品）として認定を受けたものであること。</p>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p>

5. 交付申請

【提出書類】

印西市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付申請書（第1号様式）2枚組

- 世帯の住民登録及び世帯全員の市税等の納付状況について、市が公簿等により確認することに同意した場合は、以下添付書類の①・②は提出不要です。
- 記入例を参照の上、不備がないよう記入してください。

【添付書類】

①世帯全員の住民票の写し

※交付申請書で、市が公簿等により確認することに同意した場合は提出不要

- 印西市の住民票で、交付申請書提出日の3か月以内に発行されたものに限り、
- 続柄の記載されたもので、本籍の記載は不要です。
- 一人世帯の場合でも世帯全員の住民票を提出してください。

②本人を含む同一世帯員に市税等の滞納がないことを証明する書類

※交付申請書で、市が公簿等により確認することに同意した場合は提出不要

- 詳しくはP6を参照の上、該当する市税等に滞納がないこと証明する書類を提出してください。
- 市税に滞納が確認された場合は、滞納分を納付された後の受付となります。その時点で予算額に達していた場合は受付できません。

③補助対象設備の設置に係る契約書の写し及び工事の着工日及び完了日（建売住宅等の場合は、当該住宅の引渡し日）が確認できる書類

- 契約が共有名義の場合、別途同意書が必要です。
- 確認できる書類がない場合は、契約している業者の社判入り証明書（補助対象設備の工事着工日、工事完了日が記載されたもの）を提出してください。

④補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し（カタログ等）

- カタログの他、製品ホームページ、取扱説明書など、設備の仕様（型式・出力等）が確認できる書類

⑤補助対象設備の設置費に係る領収書及びその内訳書の写し

- 内訳書は、P6の補助対象経費の内訳が確認できるものに限り、
- 領収書の但し書き等で、補助対象経費の内訳が不明なものは不備となります。

⑥ 補助対象設備の設置工事の着工前及び完成後のカラー写真

- 写真の詳細はP5をご確認ください。銘板等が不鮮明で確認できないものは不備となります。
- 新築や建売住宅においても着工前の写真が必要です。（更地や基礎の写真は不可）

⑦補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し

- メーカー発行の保証書・出荷証明書・出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）、太陽光発電システム（モジュール）の場合、メーカー発行の出力対比表またはバーコードの写しを提出してください。
- 保証書等の販売店の欄や引き渡し日等が空欄になっている場合は不備となります。

⑧-ア 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、住宅の建築工事（建売住宅等の場合は引渡し）が完了していることを確認できる以下のいずれかの書類

(1) 足場が取れた住宅全体及び屋根に設備が設置されていないことを確認できる写真

○屋根の勾配がないなどの場合で、足場が取れた住宅全体写真だけでは屋根の状態を確認できない写真は不備となります。屋根に設備が設置されていないことも確認できる写真としてください。

○写真で確認が取れば、以下の書類は必要ありません。

(2) 固定資産税課税台帳記載事項証明書（家屋）の写し（3か月以内に発行されたもの）

○当該年度の1月1日時点で建築済みの住宅が記載されます。

(3) 納税通知書

(4) 検査済証

○検査済証交付年月日が設備設置工事の着工前の日付である必要があります。

(5) 建築台帳記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）

⑧-イ 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結したことを確認できる以下のいずれかの書類の写し

(1) 東京電力パワーグリッドより送付される「特定契約のご案内」（紙文書）

(2) 東京電力パワーグリッドより送付される「系統連系完了のお知らせ」（メール）

○メールの宛先が申請者でない場合、接続契約完了後に発行される「接続契約のご案内」の写しを提出していただきます。

(3) 東京電力パワーグリッドホームページ「購入実績お知らせサービス」の画面

(4) 受給契約申し込み受付サービスの「申込詳細情報表示」の画面

※いずれの書類も、申請者本人名義で契約を締結していることを確認できるものに限ります。

⑧-ウ 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、HEMS 又は定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていることを確認できる以下のいずれかの書類

(1) 該当設備の保証書、出荷証明書、出荷検査成績書等の写し

(2) 該当設備購入時の費用の支払いを証明する書類の写し

(3) 設置状況を表す写真 ※(1)～(3)のいずれも、機器の型番を確認できるものを提出してください。

※HEMS 及び蓄電池の機器の要件（P1 参照）を満たすことを確認できる製品カタログ、ホームページ等の写しを併せて提出してください。（蓄電池を申請する場合は、添付④と同様のため別途提出不要）

⑨ 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、住宅用太陽光発電システムが設置されていることを確認できる以下のいずれかの書類

(1) 既に太陽光発電システムを設置している場合は、直近3ヶ月以内の売電明細の写し

○蓄電池の領収日より前のものを提出してください。

(2) 太陽光発電システムを同時に設置する場合は、⑧-イに記載の書類

⑩ その他市長が必要と認める書類

○その他、書類を提出していただく場合があります。

【添付する写真の一覧】

	補助対象設備	必要な写真	備考
着工前の写真	全設備共通	補助対象設備の設置 予定箇所の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・着工直前のもの ※更地や基礎の状態の写真は不備となります。 ・設置箇所全体を周囲の構造物などを含めて写したもの ・太陽光発電システムの場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ①足場がない状態の住宅全景が確認できるもの ②着工前の屋根を写したもの
	完成後の写真 ※	太陽光発電システム	太陽電池モジュール
パワーコンディショナー			機器全体 及び 型番・製造番号 が確認できるもの
モニター			発電量等が表示されているもの（補助対象経費に含まれていない場合は添付不要です。）
太陽熱利用システム		温水器等	集熱パネルと貯湯ユニットが分かれている場合はそれぞれの 機器全体 及び 型番・製造番号 が確認できるもの
家庭用燃料電池システム(エネファーム)		燃料電池ユニット	機器全体 及び 型番・製造番号 が確認できるもの
		貯湯ユニット	機器全体 及び 型番・製造番号 が確認できるもの
		エネルギーック（モニター）	発電量等が確認できる画面
定置用リチウムイオン蓄電システム	充電設備	機器全体 及び 型番・製造番号 が確認できるもの	

※完成後写真については、着工前写真と同じ角度で同じ周囲の構造物などが写るようにしてください。

6. 補助対象経費

補助対象となる経費は下表のとおりです。なお、補助対象経費は消費税を除いた金額になります。

設備の種類	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバーター・保護装置）、その他付属機器（計測・表示機器、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
太陽熱利用システム	設備本体（集熱器、貯湯槽等）、架台、その他の付属機器の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体及び付属品（独自モニター等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置等）及び付属品（キュービクル、独自計測表示装置）の購入費、工事費（据付・配線工事等）

7. 市税等の納付確認について

印西市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金を申請し、交付を受けるためには、市税等の滞納がないことが条件となります。交付申請書（第1号様式）において、世帯全員の市税等の納付状況について市で確認することに同意していただいた場合は、下記の通り納付状況を確認させていただきます。同意いただけない場合は、下記の税目について滞納がないことを証明する書類の提出をお願いします。

1 確認する市税等の種類

市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料（上記税目のうち納期限到来分について確認いたします。）

2 対象者

申請者及び同一世帯員

3 市税等の納付を確認する期日

補助金の申請日時点における対象者の納税状況を確認いたします。

4 その他

- ・滞納がないことを確認してから申請いただくようお願いいたします。
- ・滞納が確認された場合は、滞納分を納付された後の受付となります。
- ・指定の金融機関等で納付してからシステムに反映されるまで、1～2週間程度の期間が必要となるため、市税等を確認した際に行き違いにより未納となってしまう場合がございます。予めご了承ください。なお、滞納が確認された場合には、担当よりお電話で確認させていただきます。

8. 補助金の請求

審査の結果交付が決定しましたら、印西市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知します。交付決定通知が届きましたら、交付決定番号を確認の上、印西市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書（第3号様式）を提出してください。交付決定額をご指定の口座にお振込みします。

振込みまでの所要日数は、請求書の提出から概ね3週間程度です。

9. その他

【現地調査】

交付申請書提出後、必要に応じて現地調査を実施する事があります。その場合、申請者ご本人、または、ご家族の立会をお願いします。

【省エネルギー設備に関する調査の協力】

補助金の交付を受けた方に対して、後日アンケート調査をお願いしております。詳細につきましては、交付決定通知と併せて送付しますので、ご協力をお願いします。

【補欠登録】

申請期間中に予算に達した場合は、申請書類が全て揃った方から順に補欠登録者として受け付けます。（予算に達し補欠登録期間を開始した場合、また、補欠登録期間を終了した場合は、市ホームページでお知らせします。）

予算に増額が生じた場合や申請者の中から交付決定がなされなかった場合等に、補欠登録者順に交付決定します。交付が決定した方に対してのみ、令和4年3月10日（木）までにご連絡します。

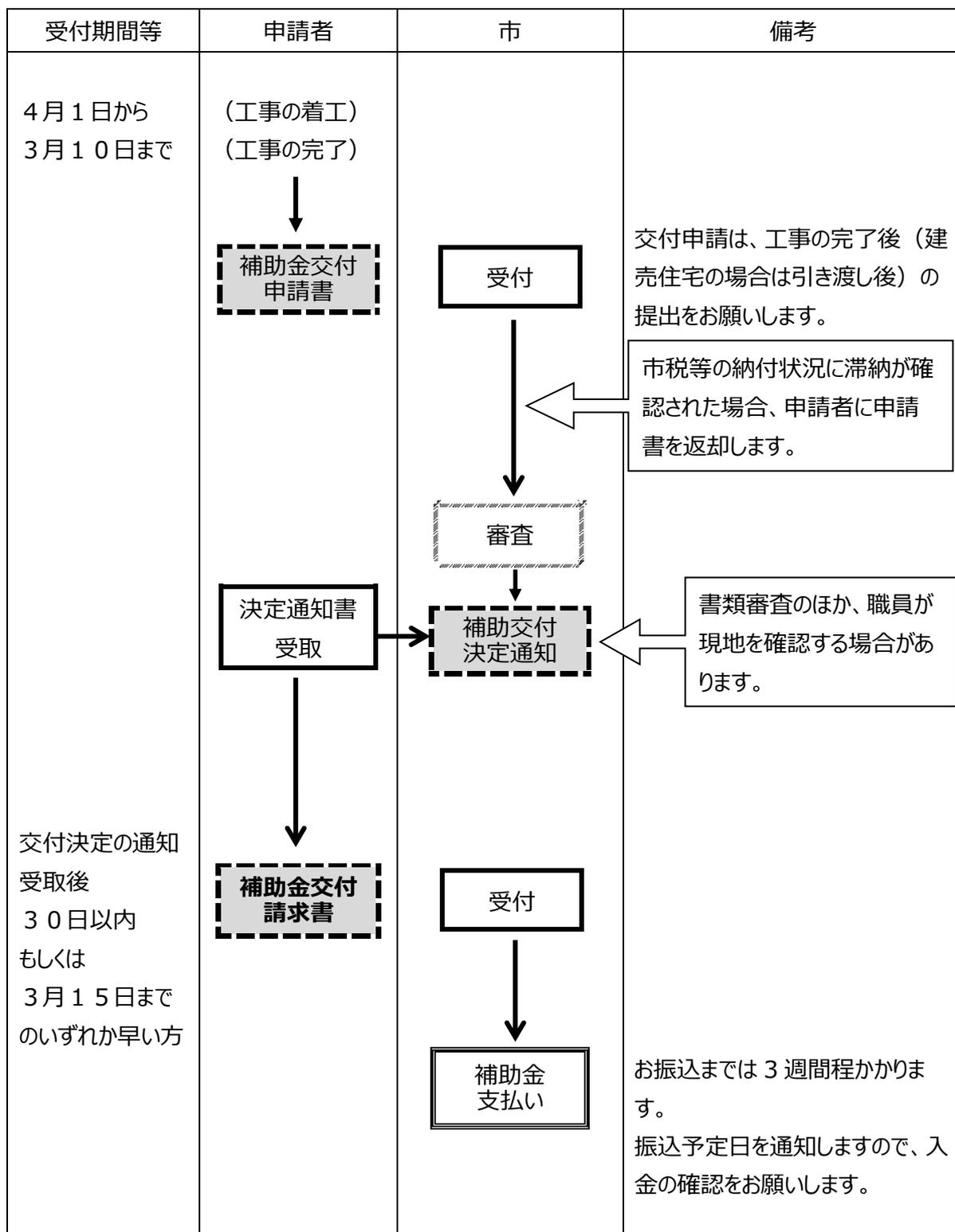
※補欠登録期間中、申請書類を受け付けますが、上記期日までに連絡がない場合は交付が決定しなかったこととなりますので、ご了承ください。

※申請書類は、原則として返却いたしません。

【その他注意事項】

- ・代行により申請手続きを行う場合も、申請者ご自身が補助金の内容や手続きの進捗状況等について把握されるようお願いします。
- ・例年書類の不備が多く見受けられます。P3～P5をご確認の上、不備・不足がないようお願いいたします。提出書類に不備や不足がある場合は、書類一式を返却し、申請を受け付けられませんのでご注意ください。
- ・申請期間内でも、早期に受付終了となる場合があります。既に工事が完了している場合は、予算残額を確認の上、なるべく早めの申請をお願いします。
- ・太陽光発電システムについては、パネルの反射光が隣家に差し込むなど、近隣トラブルになる可能性があります。パネルの設置（特に北面設置）については近隣住宅に配慮をお願いします。

10. 補助金申請の流れ



…上図中の破線枠内は提出書類及び通知書類です。

Q 1 補助要件について

<p>Q 1 - 1 以前補助金を使用し、太陽光発電システムを設置し、今回増設を行いたい、再度補助対象となるのか？</p>	<p>A 1 - 1 補助対象外です。 同一の住宅で同種の設備についての補助は、1世帯につき1度のみになります。 ただし、太陽光発電システムとエネファーム等異なる設備について申請を行う事は可能です。</p>
<p>Q 1 - 2 事務所や店舗と併用になっている住宅に補助対象設備を設置した場合、補助対象となるか？</p>	<p>A 1 - 2 補助対象となります。 ただし、住宅部分の面積が2分の1以上であること、会社名義で契約していない事が条件になります。</p>
<p>Q 1 - 3 リース契約により設置される設備も補助対象となるか？</p>	<p>A 1 - 3 補助対象外です。 自ら所有し、使用するもののみ補助対象となります。</p>
<p>Q 1 - 4 ハウスメーカーのキャンペーン等で経費が発生しない場合や、補助額の上限より経費が安い場合は補助対象となるのか？</p>	<p>A 1 - 4 経費が発生しない場合は補助対象外です。 また、補助額の上限より経費が安い場合には経費の金額（千円未満切り捨て）が補助額となります。</p>
<p>Q 1 - 5 庭の物置や倉庫等に太陽光発電システムを設置した場合補助対象となるか？</p>	<p>A 1 - 5 補助対象となります。 ただし発電した電力を住宅に引き込み、余剰分について売電する契約を電力会社と行う必要があります。</p>
<p>Q 1 - 6 太陽光発電システムを構成する太陽電池の公称最大出力が10kW以上で、パワーコンディショナーの定格出力が10kW未満の場合、電力受給契約も10kW未満で締結していれば補助対象となるか。</p>	<p>A 1 - 6 補助対象となります。 なお、パワーコンディショナーの定格出力が10kW未満でも、電力受給契約を10kW以上で契約している場合については、補助対象外です。</p>
<p>Q 1 - 7 モデルルームで使用していたものを設置した場合は補助対象となるのか？</p>	<p>A 1 - 7 補助対象外です。 補助対象となるのは未使用品のみになります。</p>

<p>Q 1 - 8 国の補助金等と重複して市の補助金を受ける事ができるか？</p>	<p>A 1 - 8 可能です。なお、補助を受けるために必要な要件等が異なる場合もあるので、ご確認ください。</p>
<p>Q 1 - 9 以前補助を受けた設備と異なる設備で補助を受けることはできるか。</p>	<p>A 1 - 9 異なる種の設備であれば、1世帯につき1度まで補助を受けることができます。</p>
<p>Q 1 - 10 二世帯住宅で、同一の住所に複数の同種の設備を設置する場合、それぞれについて補助を受けることができるのか？</p>	<p>A 1 - 10 同種の設備について、1世帯につき1度まで補助対象とすることが可能です。 ただし、太陽光の場合は1電力受給契約につき1件、その他の設備の場合は1電灯契約につき1台が補助対象になります。</p>
<p>Q 1 - 11 既築の住宅に太陽光発電システムを設置して補助金を受ける場合、H E M S か蓄電池が設置されていること、とあるが対象機器等はあるのか？</p>	<p>A 1 - 11 対象機器の要件があります。 H E M S については、P2 を参照してください。 蓄電池は、「補助対象設備の要件(P3)」に該当する機器に限ります。</p>
<p>Q 1 - 12 昨年度から補助要件に変更点はあるか。</p>	<p>A 1 - 12 蓄電池を申請する場合、「太陽光発電システムが設置されていること」が補助要件に追加されました。確認書類については、P4 を参照してください。 蓄電池単体で設置する場合は、補助対象外です。</p>

Q 2 補助金申請書類について

<p>Q 2 - 1 業者が代行して申請しても良いか？</p>	<p>A 2 - 1 委任状を添付の上、業者の代行申請も可能です。 ただし、委任状がない場合は、書類の不備等について申請者へ直接連絡する場合があります。 また、市から郵送する通知等は全て申請者に送付します。</p>
<p>Q 2 - 2 申請はどの段階でできるのか？</p>	<p>A 2 - 2 補助対象設備設置後の申請となります。ただし、設置後であっても、住民登録がなされていない場合は申請することはできません。</p>
<p>Q 2 - 3 市税等の納付状況の確認の同意は必ず必要か。</p>	<p>A 2 - 3 市外からの転入の方を含め、同意が必要です。 同意いただけない場合、印西市において市税等の滞納がないことを証明する書面の提出が必要となります。</p>
<p>Q 2 - 4 工事着工日、工事完了日とは何を指すのか？</p>	<p>A 2 - 4 補助対象設備が、実際に取り付けられた日（工事着工日）、取付工事が完了した日（工事完了日）となります。住宅全体の着工、完了日の記載は不要です。 社判入りの工事着工完了証明書の提出をお願いします。</p>
<p>Q 2 - 5 申請者と工事請負契約書または売買契約書の発注者が異なってもよいか？</p>	<p>A 2 - 5 申請者と契約者の名義は同一をお願いします。 連名の場合は別途同意書の提出が必要となります。</p>
<p>Q 2 - 6 ローンで購入したため、領収書がない場合、どうすればよいか？</p>	<p>A 2 - 6 補助対象設備の所有権が申請者にあり、販売店が領収書を発行できることが条件です。</p>
<p>Q 2 - 7 領収書の内訳はどの程度まで確認できればよいのか？</p>	<p>A 2 - 7 別表 1 の補助対象経費がそれぞれ確認できるものをお願いします。「太陽光発電システム設置代金〇〇円」等補助対象経費の詳細な内訳が確認できない場合は不備となります。</p>

<p>Q 2 - 8 建売住宅のため、補助対象設備の着工前の写真が用意できない。この場合、更地や基礎の写真で良いか？</p>	<p>A 2 - 8 新築や建売住宅の場合においても着工前の写真が必要となります。(P5 参照) 着工前写真を提出いただけない場合や、更地や基礎の状態の写真しかない場合は、受付できませんのでご注意ください。</p>
<p>Q 2 - 9 申請書の印鑑は不要なのか？ 修正箇所が生じた場合はどうするのか？</p>	<p>A 2 - 9 令和 3 年度より氏名を自署で記入していただくことで、押印が省略になりました。 申請書上に修正箇所がある場合は、基本的には申請書を提出し直していただくこととなります。 なお、請求書については、従来通り押印が必要です。</p>
<p>Q 2 - 1 0 太陽光発電システムの添付書類「特定契約のご案内」について、特定契約者と申請者が異なる場合（夫婦などの場合）でも補助対象となるか？</p>	<p>Q 2 - 1 0 申請者（補助対象設備の設置者）と特定契約者は同一である必要があります。 特定契約の名義変更などで対応をお願いします。</p>

Q 3 その他について

<p>Q 3 - 1 補助金の交付を受けて設備を設置したが、設備を売却することになった。必要な手続きはあるか。</p>	<p>A 3 - 1 設備の耐用年数を経過する前に処分（売却・譲渡・交換等）する場合は、「処分承認申請書」を提出していただく必要があります。 また、処分することにより収益が生ずると認められる場合は、補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。詳細はお問合せください。</p>
<p>Q 3 - 2 処分することによる収入とは、どのようなことですか？</p>	<p>A 3 - 2 補助金を活用して、設置した設備等を売却し、収入を得ること等を想定しています。</p>